

286 - 1573
令和3年8月16日

一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会会長
公益社団法人 全日本不動産協会 宮崎県本部本部長 殿

宮崎県県土整備部建築住宅課長
(公 印 省 略)

狭あい道路等における敷地後退の手引きについて（周知）

残暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、県では、幅員4m未満の43条許可通路や法第42条第2項の道路（以下「狭あい道路等」という。）について、将来にわたり確実に4m以上の幅員を確保していくため、「狭あい道路等における敷地後退の手引き（以下「手引き」という。）」を策定しました。

狭あい道路等の整備は、その地域やまちにおける課題であり、安心・安全な市街地を確保するため、地域住民、設計事務所や施工者等の建築技術者、市町村、特定行政庁である県が連携、協力して取り組んでいく必要があります。

つきましては、貴会会員への手引きの周知と手引きに基づく対応に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 手引きに係る注意点

(1) 狭あい道路等の中心線の位置の確認・決定について

狭あい道路等の中心線の位置の確認・決定は、地積測量又は関係者の立会いにより行うものとし、原則、所管の市町村及び西臼杵支庁又は土木事務所の職員も立ち会います。

また、手引きに基づき敷地前面の位置における狭あい道路等の中心に、支給された中心鉾の設置をお願いします。なお、中心鉾の設置に当たっては、事前に狭あい道路等の所有者又は管理者の了承を得るとともに、建築主等に御理解いただけるよう説明をお願いします。

(2) 中心線の確認・決定の記録の保管

手引きに基づき狭あい道路等の中心線の確認・決定の記録を作成し、所管の市町村を経由して、西臼杵支庁又は土木事務所に提出いただくこととしておりますが、当該記録については建築主等にお渡しし保管していただきますようお願いいたします。

(3) 完了検査時の敷地後退プレート等設置状況の確認

狭あい道路等に接する敷地では、建築物の完了検査の際に、敷地後退プレート又は杭が設置されていることを確認することとしておりますので、御協力をお願いします。

2 添付資料

- ・ 別紙：狭あい道路等における敷地後退の手引き

上記は県ホームページに掲載済みです。

県 HP トップ > 社会基盤 > 住まい建物 > 建築

> 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可について